

## 「新宿区高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画（平成27年度～平成29年度）」素案から計画案への主な変更点

### 第1章 計画策定の概要

#### ◇第1節 計画策定の背景 2. 地域包括ケアシステムの実現に向けて（※区民からの意見の反映）

【資料1】計画案（P4）	素案（P4）
<p><u>地域包括ケアシステムとは、生活の中心となる住まいにおいて、できる限り自身が元気で自立した暮らしを送るための介護予防に努めることを基本とし、安心した日常生活を送るための生活支援が受けられ、万が一、医療や介護が必要になっても、高齢者本人やその家族等が、地域の様々な支援や専門的なサービスを包括的に利用することによって、可能な限り在宅で生活できるような仕組みのことです。</u></p>	<p>記載なし</p>

#### ◇第2節 計画の位置付け等 2. 計画の策定目的

【資料1】計画案（P5）	素案（P5）
<p><u>「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」は、高齢者の自立を支援し、高齢者が尊厳を持って、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最期まで続けるため、区の高齢者保健福祉施策及び介護保険サービス体制整備における基本的な考え方や目標を定め、その実現に向けた施策を体系的に整理するとともに、取組の方向性を明らかにすることを目的としています。</u></p>	<p>区では、「だれもが人として尊重され ともに支え合う地域社会」の構築を目指し、高齢者保健福祉施策・介護保険事業を総合的に推進してきました。現在まで、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最期まで続けることができるよう、介護・医療・予防・住まい・生活支援が連携し、一体的に提供されるしくみづくりを進めているところです。</p> <p>平成27年度から平成29年度までを計画期間とする「高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画」（以下、「第6期計画」）では、平成37（2025）年に団塊の世代すべてが75歳に達する時期を見据えて、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるまちづくりを目指し、</p>

	区の高齢者保健福祉施策及び介護保険サービス体制整備の基本的な考え方や、実現するための各種取組を総合的に推進していきます。
--	--

◇第3節 大都市東京の中心に位置する新宿区の特徴（※区民からの意見の反映）

【資料1】計画案（P7）	素案（P7）
区内のサービス提供基盤をみると、大規模病院を含めて医療機関が区内には多く、人口10万人あたりの一般病床数も23区内で高い水準にあります。（図表3）。しかし、療養病床数は少ない現状があるため、今後さらに、区内の医療機関・訪問看護ステーション等との連携を図ることにより、安心して在宅療養ができる体制を整えていきます。	区内のサービス提供基盤をみると、大規模病院を含めて医療機関が区内には多く、人口10万人あたりの病床数も高い水準にありますが、療養病床は不足している状況です（図表3）。しかし、区内の医療機関・訪問看護ステーション等との連携が進む中で、安心して在宅療養できる体制が整いつつあります。

第2章 計画の基本的考え方

◇第1節 基本理念・基本目標 1. 第6期における基本理念及び平成37（2025）年の地域の将来像

【資料1】計画案（P32）	素案（P32）
区では、新宿区基本構想に掲げる平成37（2025）年にめざすまちの姿と整合が保たれた「だれもが人として尊重され ともに支えあう地域社会をめざす」を基本理念に掲げ、 <u>住まい・生活支援・介護予防・医療・介護が連携し、一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の実現に向けて取組を進めてきました。</u> この基本理念には、自己選択、個人の尊厳、互助・共助を含めた支え合いを土台としたまちづくりへの強い思いが込められています。 第6期計画では、これまでの理念や取組を発展的に受け継ぎながら、 <u>団塊の世代すべてが75歳以上に達する平成37（2025）年を見据えて、「だ</u>	新宿区基本構想で掲げる平成37（2025）年にめざすまちの姿と整合が保たれた「だれもが人として尊重され ともに支え合う地域社会をめざす」を計画の基本理念に掲げ、これまでの取組を進めてきました。この基本理念の概念には、自己選択、個人の尊厳、互助・共助を含めた支え合い・助け合いを土台にしたまちづくりへの強い思いが込められています。  区民及び区が一丸となって向かうべき大きな到達点としての基本理念は、これまでの計画を推進して数年を経過しても、あるいは高齢者

れもが人として尊重され ともに支えあう地域社会」を目指し、総合的に施策を推進していきます。また、この基本理念とともに、2つの「平成37（2025）年の地域の将来像」を定めています。

まず、「心身ともに健やかに いきいきとくらするまち」は、高齢者人口の増加に伴い、医療や介護の効率化や重点化が求められている中、高齢者の健康維持への取組がますます重要となってくることから、社会参加といきがづくりへの支援や、介護予防の充実への取組を進めていくことを示すものです。

一方、「だれもが互いに支え合い 生涯安心して暮らせるまち」は、区民等との協働により、高齢者の尊厳の保持と自立生活への支援を行い、要支援・要介護状態になっても、地域の中で安心してくらするまちづくりを目指すものです。また、本計画では新たに「生涯」という言葉を追加し、住み慣れた地域で人生の最期まで過ごせるという意味合いをより明確にさせています。区のどこにいても、支えが必要なときには、誰もが適切なサービスを受けられ、いきいきと住み暮らすことができる地域づくりを目指して、本計画を進めていきます。

を取り巻く社会情勢が変わっても、だれもが思い描く、普遍的な考え方にほかなりません。

また、高齢者保健福祉施策・介護保険事業の継続的な推進を行い、高齢者の担い手を増やし、新たな課題に対応した多様な取組を進めることは、短期間で成しえることのできないものであり、長期的な視野を要するものと考えられます。

そこで、本計画においても、これまでの理念や取組を発展的に受け継ぎながら、「だれもが人として尊重され ともに支え合う地域社会」の構築を目指していきます。

そして、基本理念を実現した際の地域の将来像として、「心身ともに健やかにいきいきとくらするまち」、「だれもが互いに支え合い 生涯安心してくらするまち」を定めます。

この“生涯”は、できる限り住み慣れた地域で人生の最期まで過ごせるという意味あいを含んでいます。区のどこにいても、支えが必要なときには、誰もが適切なサービスを受けられ、いきいきと住み暮らすことができる地域づくりを目指して、本計画を進めていきます。

### ◇第3節 新宿区における新しい地域支援事業

介護保険制度改正に伴う新しい地域支援事業（総合事業）による「取組の方向性の追加（計画案P40～41、素案P40）」にかかる記載を追加、「各サービスの類型等（計画案P41～42、素案P41～42）」の整理

・・・資料1参照

### 第3章 高齢者保健福祉施策の推進

#### ◇施策12 暮らしやすいまちづくりと住まいへの支援（※区民からの意見の反映）

【資料1】計画案（P139）	素案（P136）
■ <u>地域団体、事業者及び区等が連携して「高齢者の住まい安定確保」に取り組んでいくために、住宅・建築・福祉の各関係団体・機関の方々が互いに顔の見える関係を作り、それぞれの立場でできることや課題と感</u> <u>じていること等について意見交換を行い、情報を共有する場として「高</u> <u>齢者の住まい安定確保連絡会」を設立します。この連絡会を通じて、高</u> <u>齢者の住まい安定確保」にきめ細かく取り組んでいくための基盤をつ</u> <u>ります。</u>	記載なし

#### ◇施策16 災害に強い安全な地域づくりの推進

施策の現状・課題・取組の方向性に、「二次避難所（福祉避難所）の運営体制」にかかる記載を追加（計画案P172～175、素案P168～171）

・・・資料1参照

### 第4章 介護保険事業の推進

「各サービスの利用見込み（P189～204）」「特別養護老人ホームの待機者対策と整備（P206～207）」「第6期の保険料段階（P214～216）」にかかる記載を追加

・・・資料1参照

※第4章については、制度改正の内容や介護報酬の改定等の影響により、再度、総給付費や介護保険料基準額を算出しているため、素案から記載を大幅に変更しています。